

## 預金商品の概要 [定期預金]

平成 30 年 4 月 2 日

1. 商品名 (愛称)	期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	個人のみ
3. 期間	<p>最長 3 年 (据置期間 1 年)</p> <p>満期日はこの預金の全部または一部 (1 万円単位) について、預入日の 1 年経過後から 3 年までの任意の日を指定 (満期日の 1 ヶ月以上前に通知) できます。</p> <p>期間 3 年のみ自動継続 (元金継続、元利金継続) の取扱いができます。</p>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括預入</p> <p>1 0 0 円以上 3 0 0 万円未満</p> <p>1 円単位</p>
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	<p>固定金利</p> <p>預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</p> <p>満期日以後に一括して払戻します。</p> <p>付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算</p>
7. 税金	<p>利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。</p> <p>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。</p>
8. 手数料	
9. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 1 年毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
11. 金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置  本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または本部  <u>お客様相談窓口</u>（9時～17時、電話 <u>0120-454-585</u>）までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）並びに関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話 03-5524-5671）でも苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置  東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター及び山梨県弁護士会（電話：055-235-7202）が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、<u>お客様相談窓口</u>または全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</p>